



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B17巻一保険

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B17 卷一保険

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B17 卷一保険

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

保険

産業に関する記述

「保険」産業は、伝統的な保険関連商品及び非伝統的な保険関連商品の両方を提供する。伝統的な路線には財産保険、生命保険、損害保険及び再保険が含まれる。非伝統的な商品には、年金、代替的リスク移転、及び金融保証が含まれる。保険産業に属する企業はまた、自己のために投資を行う。保険会社は通常、産業内の単一のセグメント（例えば、損害保険）でオペレーションを行うが、いくつかの大規模な保険会社はオペレーションを多角化している。同様に、企業は地理的なセグメンテーションによってさまざまであることがある。大規模な企業が複数の国において保険を引受けることがあるのに対し、相対的に規模が小さい企業は通常、国内、又は国内の一地域でオペレーションを行う。保険料、契約手数料及び投資収益が産業の成長を左右するのに対し、保険金の支払いが最も重大な（significant）コストであり、利益の不確実性の源泉である。保険会社は正しく機能する経済に必要な、リスクの移転、集積及び共同負担を可能にする商品及びサービスを提供する。保険会社はまた、その商品を通じ、ある種のモラル・ハザードを生み出すことができ、現状の行動及びパフォーマンスを改善するインセンティブを減じることにより、サステナビリティへの影響（impacts）に寄与することがある。他の金融機関と同様に、保険会社は信用及び金融市場に関連するリスクに直面している。この産業に属する企業のうち、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）による保護及び債券保険を含む、非伝統的な活動又は保険以外の活動に従事する企業は、金融市場の変化の影響を受けやすく、したがって、システムック・リスクを増幅させるかこれに寄与する可能性が高いと規制当局により識別されている。この結果、保険会社は「システム上重要な金融機関（SIFI）」に指定され、強化された規制及び監督の対象となるポテンシャルにさらされている。

注：健康保険の提供に関連する重要性がある（material）サステナビリティの論点のための会計上の指標は、SASBの「管理型医療（HC-MC）」産業の基準に示されている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
投資管理における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み	投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の組み込みアプローチについての記述	説明及び分析	該当なし	FN-IN-410a.2
責任ある行動を動機付けるための保険契約	エネルギー効率化及び低炭素技術に関連する正味収入保険料	定量	報告通貨	FN-IN-410b.1
	健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（若しくはこの両方）（又はこれら複数のもの）を動機付ける商品又は商品の特徴（又はこの両方）に関する説明	説明及び分析	該当なし	FN-IN-410b.2
環境物理的リスクへのエクスポージャー	天候関連の大規模自然災害から生じた保険商品の予想最大損失額 (PML) ²¹	定量	報告通貨	FN-IN-450a.1
	事象のタイプ及び地域別セグメントごと示した (1)モデル化された大規模自然災害及び (2)モデル化されていない大規模自然災害から生じた保険金支払いに起因する金銭的損失の総額（再保険考慮前及び考慮後） ²²	定量	報告通貨	FN-IN-450a.2
	(1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組み込みに関するアプローチについての記述	説明及び分析	該当なし	FN-IN-450a.3

²¹ FN-IN-450a.1 に関する注記 – 企業は、PML の計算に用いた気候関連シナリオを、重要な (critical) インプット・パラメータ、仮定及び考慮事項、分析に用いた選択並びに時間軸を含めて記述しなければならない。

²² FN-IN-450a.2 に関する注記 – 企業は、気候変動に関連した影響 (impacts) 及び天候に関連した損失の変動性が、再保険コストにどのような影響を与える (impact) か、並びに再保険を通じたリスク移転のアプローチについて説明しなければならない。

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
移行リスクへのエクスポージャー	(1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー、(2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計及び(3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合	定量	表示通貨、パーセンテージ (%)	FN-IN-1
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算を含むグロス・エクスポージャーの割合	定量	パーセンテージ (%)	FN-IN-2
	各産業について、資産クラス別の: (1)絶対総量 (absolute gross) の(a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び(c)スコープ3排出並びに (2)グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	定量	CO ₂ 換算メートルトン (t)、表示通貨	FN-IN-3
	各産業について、資産クラス別の: (1) (a)スコープ1排出、(b)スコープ2排出及び(c)スコープ3排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) 並びに (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))	定量	物理的又は経済的アウトプット単位当たりのCO ₂ 換算メートルトン (t)	FN-IN-4
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述	説明及び分析	該当なし	FN-IN-5

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
セグメント別保険契約数：(1)損害保険、(2)生命保険、(3)再保険引受け ²³	定量	数	FN-IN-000.A

²³ FN-IN-000.A に関する注記 - 企業は、保険契約数をさらに商品ライン別に分類する場合がある。

投資管理における環境、社会及びガバナンス要因の組み込み

トピックサマリー

保険会社は、予想される保険金支払い額と同等の保険料収入を確保するために資本を投入する責任があり、この資産・負債パリティを長期的に維持することが求められる。環境、社会及びガバナンス（ESG）要因が企業等のパフォーマンスに重要性がある（material）影響（impact）を与えることがこれまで以上に示されており、保険会社は、これらの要因を投資管理に組み入れていく必要性が高まっている。これらの課題への対処ができない場合、ポートフォリオのリスク調整後リターンが低下し、保険金支払い能力が制限される可能性がある。したがって、企業は、気候変動及び天然資源の制約を含む ESG 要因が保険料の運用にどのように組み入れられ、ポートフォリオのリスクにどのように影響を与えているか（affect）についての開示を強化すべきである。

指標

FN-IN-410a.2. 投資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス（ESG）要因の組み込みアプローチについての記述

- 1 企業は、投資管理プロセス及び戦略に環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み込むためのアプローチを記述しなければならない。
 - 1.1 ESG 要因の組み込みの定義は、Global Sustainable Investment Alliance（GSIA）の定義と整合し、投資の意思決定プロセスにおける ESG 情報の利用を含める。
 - 1.2 ESG 要因又は課題の例は、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018年版のセクション「ESG issues（ESG の課題）」に提供されている。
 - 1.3 ESG 要因の組み込みには、PRI 報告フレームワークの「主な定義」2018年版と整合した以下のアプローチを含める。
 - 1.3.1 スクリーニング（これには、(a)ネガティブ（排他的）、(b)ポジティブ（ベスト・イン・クラス）及び(c)規範に基づくものを含む）
 - 1.3.2 サステナビリティをテーマにした投資（サステナビリティに具体的に関連するテーマ又は資産への投資として定義される（例えば、クリーン・エネルギー、グリーン・テクノロジー又はサステナブルな農業））
 - 1.3.3 ESG の統合（重要性がある（material）ESG 要因を投資分析及び投資意思決定に体系的かつ明示的に含めることと定義する）
 - 1.3.4 上記の組み合わせ
- 2 企業は、企業が許容可能な投資の種類を制限する規制上の要求事項、及び企業がさらされる場合がある許容可能な信用リスク及び株式リスクについて記述しなければならない。
 - 2.1 投資管理プロセス及び戦略に ESG 要因を組み込むための企業のアプローチの記述は、企業が対象となる規制環境の文脈において提供しなければならない。
- 3 企業は、投資管理プロセス及び戦略に ESG 要因を組み込むための企業のアプローチを決定するポリシーを記述しなければならない。

- 4 企業は、ESG 要因の組み込みの実務の諸側面を適用するための企業のアプローチを記述しなければならない。
 - 4.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 4.1.1 通常業務の中で ESG 要因の組み込みを担当する当事者
 - 4.1.2 関与した従業員の役割及び責任
 - 4.1.3 ESG 関連調査を実施するためのアプローチ
 - 4.1.4 投資戦略に ESG 要因を組み込むためのアプローチ
- 5 企業は、ESG 要因の組み込みに対する監督又は説明責任のアプローチを記述しなければならない。
 - 5.1 説明には以下を含まなければならないが、これらに限定されない。
 - 5.1.1 公式な監督に関与した個人又は機関（又はその両方）
 - 5.1.2 関与した従業員の役割及び責任
 - 5.1.3 ESG 組み込みの品質を評価する際に使用される規準
- 6 企業は、ポートフォリオレベルで、将来の ESG 要因のリスク・プロファイルを計算するシナリオ分析又はモデリング（又はその両方）を実施しているかどうかについて説明しなければならない。
 - 6.1 ESG 要因には、気候変動、天然資源の制約、人的資本のリスク及び機会並びにサイバーセキュリティ・リスクを含むが、これらに限定されない。
- 7 企業は、セクター又は産業固有とみなす ESG 要因と同様に、セクター及び産業への影響（*impact*）の観点から、セクター及び産業全体に幅広く適用されるとみなす ESG 要因について説明しなければならない。
- 8 企業は、戦略的資産配分、又はセクター間若しくは地理上の市場間の資産配分（又はその両方）に ESG 要因を組み込んでいるかどうかを記述しなければならない。
- 9 企業は、ESG 要因がどのように評価に組み込まれ、以下に対する企業の見解に影響を与えるか（*influence*）を記述しなければならない。
 - 9.1 投資の時間軸
 - 9.2 投資のリスク及びリターンプロファイル
 - 9.3 経済状況、連邦準備制度の政策、産業の要因及び地政学的リスク等の伝統的なファンダメンタル要因
- 10 関連する場合、企業は、外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（*fiduciary manager*）の選択において、ESG 要因を組み込むアプローチについて説明しなければならない。
 - 10.1 企業は、外部ファンドマネージャー及び受託者マネージャー（*fiduciary manager*）による ESG 要因の組み込みの質を評価するために、企業が実施している監督又は説明責任のアプローチを記述しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
 - 10.1.1 公式な監督に関与した個人又は機関（又はその両方）
 - 10.1.2 関与した従業員の役割及び責任
 - 10.1.3 ESG 組み込みの品質を評価する際に使用される規準

- 11 関連する場合、投資管理活動への ESG 要因の組み込みに対する企業のアプローチの説明は、資産クラス又は採用された方式ごとに区分されなければならない。
 - 11.1 説明には、以下に挙げる ESG 要因の組み込みに対する企業のアプローチの違いを含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 11.1.1 上場株式、債券、非上場株式又はオルタナティブ資産クラス
 - 11.1.2 パッシブ対アクティブ投資戦略
 - 11.1.3 投資のファンダメンタル、クオンツ及びテクニカル分析

責任ある行動を動機付けるための保険契約

トピックサマリー

技術の進歩及び新しい保険商品の開発により、保険会社は責任ある行動を促しながら、保険金の支払いを制限することができるようになった。その結果、保険産業は正の社会及び環境的外部性を生み出すことができるユニークな地位にある。保険会社は、健康的なライフスタイル及び安全な行動を動機付けるのみでなく、再生可能エネルギー、エネルギー効率化及び炭素回収等に焦点を当てたサステナビリティ関連のプロジェクト及び技術の開発を動機付ける能力を有する。再生可能エネルギー産業が成長を続ける中、保険会社は、この分野の保険を引き受けることで、関連する成長機会を求める場合がある。さらに、環境、社会及びガバナンス（ESG）要因を組み入れることで、インセンティブを提供するような契約条項は、引受ポートフォリオ全体のリスクを軽減するためのツールとして利用することができ、長期的には保険金の支払いを減少させることができる。したがって、エネルギー効率化及び低炭素技術に関連して引き受けた保険料の開示、並びに保険会社が健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）をどのように動機付けたかに関する説明によって、投資家は、保険会社がこのトピックに関するパフォーマンスをどのように管理しているかを評価できる可能性がある。

指標

FN-IN-410b.2. 健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（若しくはその両方）（又はこれらの複数のもの）を動機付ける商品又は商品の特徴（又はその両方）に関する説明

- 1 企業は、顧客に販売する保険契約に条項を組み込むこと、及び、保険契約の価格体系を通じて、どのように健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）を動機付けているかについて説明しなければならない。
 - 1.1 開示の範囲には、損害保険（P&C）及び生命保険セグメントの引受保険契約が含まれるが、健康保険契約は除外する。
 - 1.2 開示の範囲には、消費者保険セグメント及び商業保険セグメントを含める。
 - 1.2.1 消費者セグメントには、住宅所有者保険、自動車保険、補完的な疾病及び傷害保険並びにその他の個人保険を含める。
 - 1.2.2 商業セグメントには、損害保険（例：賠償責任保険、労災保険）、財産保険、特殊保険（例：作物保険、海上保険、ポリティカル・リスク保険）、及び金融保険（例：過失怠慢賠償責任保険、受託者責任保険）を含める。
- 2 開示には、従来型商品における健康、安全、又は環境に対する責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）を動機付ける諸側面の記述を含めなければならない。このような諸側面には、以下を含むが、これらに限定されない。
 - 2.1 グリーン・ビルディングに対する保険料割引
 - 2.2 不動産の資源効率向上に対する保険料割引
 - 2.3 低排出車、低燃費非ハイブリッド車又は代替燃料車の使用に対して保険数理的に調整された保険料割引

- 2.4 安全運転及び自家用車の使用量の低下に対する保険料割引
- 2.5 健康的な行動（健康的な食事、日常的な運動、減量、禁煙又は禁酒）に対する保険料割引
- 3 企業は、健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（又はこれらの複数のもの）を動機付ける条項を付した商品の引受パフォーマンスに関する、以下のような定量的な測定値を開示する場合がある。
 - 3.1 そのような条項を盛り込んだ契約数
 - 3.2 関連する商品から生じた保険料の金額
 - 3.3 商品が影響を及ぼす（influenced）関連する社会及び環境要因の定量的な測定値（すなわち、保険契約者が関与する自動車事故件数の減少、1週間当たりの運動時間、保険契約者が減量した平均体重）

FN-IN-410b.1. エネルギー効率化及び低炭素技術に関連する正味収入保険料

- 1 企業は、再生可能エネルギー保険、省エネルギー保証並びに炭素回収及び貯留保険を含む、エネルギー効率化及び低炭素技術に関する保険契約の正味収入保険料を開示しなければならない。
 - 1.1 開示の範囲には、環境リスクを吸収し、サステナビリティに関するプロジェクト、テクノロジー及び活動を可能にするための保険契約を含む。
 - 1.2 再生可能エネルギー保険は、自然災害（natural hazards）又は機械的故障に対する特定項目に関する保護から、風又は太陽光の入手可能性の変動に対する保険まで、多岐にわたる。
 - 1.3 省エネルギー保証は、Energy Service Companies（ESCO）が建物の改修及びその他のエネルギー効率化プロジェクトを保証するものである。
- 2 開示の範囲には、保険者が、個別に価格設定し、顧客への請求書において当該正味収入保険料を特定する保険契約を含めなければならない。

環境物理的リスクへのエクスポージャー

トピックサマリー

異常気象に関連した大規模災害による損失は、「保険」産業に重要性がある（material）悪影響（impact）を与え続けている。気候変動により、モデル化された及びモデル化されていない大規模自然災害（ハリケーン、洪水及び干ばつを含む）の両方の頻度及び深刻度が増加しているため、この影響（impact）の程度は拡大する可能性が高い。環境リスクを適切に理解し、それらを引受保険商品の価格設定に考慮しない場合、予想以上の保険金請求が発生する可能性がある。その結果、企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理と同様に、個々の契約の引受プロセスにも気候変動への考慮を組み込む保険会社は、株主価値の保護において有利な地位に立つようになる。保険金の支払いに起因する予想最大損失額及び総損失額などの定量的なデータに加え、これらの要因を組み込む保険会社のアプローチに関する開示を強化することで、投資家はこの問題に関する現在及び将来のパフォーマンスを評価するために必要な情報を得ることができるようになる。

指標

FN-IN-450a.1. 天候関連の大規模自然災害から生じた保険商品の予想最大損失額（PML）

- 1 企業は、大規模危険自然災害に関する保険商品の予想最大損失額（PML）を開示しなければならない。
 - 1.1 PML は、天候関連の大規模自然災害の結果として起こりうる、企業の保険ポートフォリオに影響を与える（affecting）最大の金銭的損失の予想値と定義し、大規模災害モデリング及び超過確率（exceedance probability（EP））に基づく。
 - 1.2 大規模危険自然災害の開示の範囲には、ハリケーン(台風)、竜巻、津波、洪水、干ばつ、猛暑及び寒波を含む。
- 2 企業は、少なくとも以下の 3 つの超過確率シナリオの発生可能性を用いて PML を開示しなければならない：(1) 2% (50 分の 1)、(2) 1% (100 分の 1)、(3) 0.4% (250 分の 1)。
 - 2.1 企業は、この他に追加で超過確率シナリオの可能性を開示する可能性がある。
- 3 企業は、地域別に PML の内訳を提供しなければならない。

~~3.1 地域別の内訳は、Regulation S-K 101(d)項の要求と一致させなければならない。~~
- 4 企業は、PML の金額について、大規模災害再保険考慮前の総額及び考慮後の純額を報告しなければならない。
 - 4.1 グロス PML は、すべてのリスクへの年間の総リスク・エクスポージャーに対する、大規模危険自然災害の予想最大損失額の総額（gross）（再保険前）である。これには、企業の大規模災害モデルに基づく関連する年の翌年度の復活保険料（reinstatement premiums）を含む。
 - 4.2 ネット PML は、すべてのリスクへの年間の総リスク・エクスポージャーに対する、大規模危険自然災害の予想最大損失額の純額（net）（再保険後）である。

これには、企業の大規模災害モデルに基づく関連する年の翌年度の復活保険料 (reinstatement premiums) を含む。

- 5 開示は、関連性のある地域について提供しなければならない。
- 6 企業は、PMLの内訳を以下の表にまとめる場合がある。

表 3. グロス PML

	1-IN-50	1-IN-100	1-IN-250
ハリケーン (台風)			
竜巻			
津波			
洪水			
干ばつ			
猛暑			
寒波			

表 4. ネット PML

	1-IN-50	1-IN-100	1-IN-250
ハリケーン (台風)			
竜巻			
津波			
洪水			
干ばつ			
猛暑			
寒波			

FN-IN-450a.1 に関する注記

- 1 企業は、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の保険会社のための補足ガイダンスと整合して、PMLの計算に用いた気候関連シナリオを、重要な (critical) インプット・パラメータ、仮定及び考慮事項、分析に用いた選択、並びに時間軸を含めて記述しなければならない。

FN-IN-450a.2. 事象のタイプ及び地域別セグメントごとに示した (1)モデル化された大規模自然災害及び(2)モデル化されていない大規模自然災害から生じた保険金支払いに起因する金銭的損失の総額（再保険考慮前及び考慮後）

- 1 企業は、モデル化された及びモデル化されていない大規模危険自然災害に関連した契約損失及び給付費用が発生した結果、報告期間中に支払った保険契約者給付金及び請求された保険金の金額を開示しなければならない。
 - 1.1 大規模危険自然災害の開示の範囲には、ハリケーン（台風）、竜巻、津波、洪水、干ばつ、猛暑及び寒波を含む。
- 2 発生した給付金及び保険金請求は、財務会計基準審議会(FASB) Accounting Standards Codification(ASC) トピック 944 金融サービス-保険 IFRS 第 17 号「保険契約」に準拠して開示しなければならない。
- 3 企業は、モデル化された及びモデル化されていない大規模危険自然災害についての保険契約上の損失及び給付費用を分類しなければならない。
 - 3.1 モデル化された大規模自然災害とは、通常、ハリケーン及び地震等の大規模事象で、企業が大規模災害リスクモデルを用いて分析したものである。
 - 3.2 モデル化されていない事象とは、通常、洪水、干ばつ、吹雪及び竜巻などの比較的規模の小さい事象で、企業が catastrophic model (CAT モデル) を用いて分析していないものである。
 - 3.2.1 CAT モデルは、危険な事象をシミュレーションし、関連する潜在的な損害及び被保険損害を見積る確率論的数学モデルである。CAT モデルは、企業が実施することもあるれば、企業の名において第三者が実施することもある。
- 4 企業は、保険契約の損失及び給付費用を、地域別セグメントごとに区分しなければならない。
- 5 企業は、保険契約の損失及び給付費用を、大規模危険自然災害別に区分しなければならない。
 - 5.1 関連する場合には、大規模危険自然災害には、ハリケーン（台風）、竜巻、津波、洪水、干ばつ、猛暑及び寒波を含める。
- 6 企業は、契約損失及び給付費用を、大規模災害再保険考慮前の総額及び考慮後の純額の金額で報告しなければならない。
 - 6.1 純額は、大規模危険自然災害による契約損失及び給付費用の総額（gross）から出再保険の回収可能額を控除した額である。
- 7 企業は、~~FASB の ASC トピック 944 - 金融サービス-保険 IFRS 第 17 号「保険契約」~~を規範的な参照として考慮し、これに関する今後の更新は、すべて本基準の更新として考慮しなければならない。

FN-IN-450a.2 に関する注記

- 1 企業は、大規模災害モデルの強化に関する戦略を説明しなければならない。
- 2 企業は、気候変動に関連した影響（impacts）及び天候に関連した損失の変動性が、再保険コスト及び再保険を通じたリスク移転のアプローチにどのような影響を与える（impact）かについて説明しなければならない。

FN-IN-450a.3 (1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組み込みに関するアプローチについての記述

- 1 企業は、個々の保険契約及び企業全体のリスク評価の両方に、環境リスクを組み込むアプローチについて記述しなければならない。
- 2 企業は、保険及び再保険ポートフォリオ上の気候関連リスクを識別及び評価するためのプロセスを、地域別、事業部門別又は商品セグメント別に記述しなければならない。
 - 2.1 気候関連リスクは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）によって以下のように定義される。
 - 2.1.1 天候関連の危険事態（peril）の発生頻度及び規模の変動による物理的リスク
 - 2.1.2 資産価値の低下、エネルギー費用の変動、又は炭素規制の適用に伴う被保険利益の減少に起因する移行リスク
 - 2.1.3 訴訟の増加に伴い増大する可能性がある損害賠償責任リスク
- 3 企業は、企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理、並びに個々の契約の引受プロセスの文脈において、何を関連する短期、中期及び長期的時間軸として考慮するかについて記述しなければならない。
- 4 企業は、企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理、並びに個々の契約の引受プロセスの文脈において企業が考慮している、それぞれの時間軸（短期、中期及び長期）についての気候関連リスクを、具体的に記述しなければならない。
- 5 企業は、気候関連リスクを確率論的数理モデル（すなわち、catastrophic models）に統合するプロセスについて記述しなければならない。
 - 5.1 説明の内容には、以下を含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 5.1.1 新規及び新興のデータセットの利用（例えば、ダム決壊リスク）
 - 5.1.2 重要な（critical）インプット・パラメータ、仮定及び考慮事項の使用、並びに分析に用いた選択
 - 5.2 説明は、関連する短期、中期及び長期的時間軸の文脈において提供しなければならない。
- 6 企業は、大規模災害モデルから得たアウトプットが、引受けの意思決定にどのように情報をもたらすかについて記述しなければならない。
 - 6.1 説明には、以下を含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 6.1.1 気候関連リスクを考慮した保険及び再保険商品の開発
 - 6.1.2 保険及び再保険契約の価格設定
 - 6.1.3 顧客の選択（すなわち、企業が引受対象とする若しくはしないことを選択する事象のタイプ、又は企業が保険契約を引受けないことを選択する地理上の市場（又はその両方））
 - 6.1.4 出再の選択（すなわち、再保険によって移転することを選択するリスク量の決定）
 - 6.2 説明は、関連する短期、中期及び長期的時間軸の文脈において提供しなければならない。

- 7 企業は、顧客に販売する保険契約に、契約の価格体系を通じて、被保険資産の気候関連リスクへのエクスポージャーの低減を動機付ける条項を組み込むプロセスについて記述しなければならない。
 - 7.1 説明には、以下のようなインセンティブを含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 7.1.1 サステナブルな建築資材の使用
 - 7.1.2 不動産の耐候性の向上
 - 7.1.3 気候リスクへの適応を必要とする建築規定が存在する地域社会の不動産のカバレッジ
- 8 企業は、環境リスクを企業全体の評価に統合するためのプロセスについて説明しなければならない。
 - 8.1 説明には、以下を含めなければならないが、これらに限定されない。
 - 8.1.1 セグメント別リスクの考慮（例えば、生命保険か損害保険か）
 - 8.1.2 自己資本の充実度
 - 8.1.3 市場の失敗に備えたコンティンジェンシー・プランニング（すなわち、多数の災害（disaster）関連保険金請求）
 - 8.1.4 代替リスク移転の利用（例：カタストロフィ・ボンド、天候デリバティブ）
 - 8.2 説明は、関連する短期、中期及び長期的時間軸の文脈において提供しなければならない。
- 9 企業は、トレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）の **Enterprise Risk Management-Integrated Framework** のような企業リスク管理（ERM）フレームワークを使用する際に、サステナビリティ・リスクをどのように統合しているかについて説明する場合もある。

移行へのリスク・エクスポージャー

トピックサマリー

保険会社は、保険請求支払いを満たすために保険料収入を投資し、資産・負債管理について考慮する必要がある。保険会社は、技術イノベーション及び新たに発現する政策及び規制の遵守に対する圧力の増加に伴うものを含め、投資管理において、気候関連リスク及び機会を考慮することがこれまで以上に必要になっている。これらの課題の管理ができない場合、投資ポートフォリオのリスク調整後のリターンの低下や、企業が保険請求に対応する能力が制限される可能性がある。投資に関する温室効果ガス（GHG）排出（通常、「ファイナンスに係る排出（financed emissions）」と呼ばれる概念）を測定することによって、そのようなリスク及び機会へのエクスポージャー、並びに関連する移行計画についての理解を深めることができる。

指標

FN-IN-1. (1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー、(2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計及び(3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合

- 1 企業は、産業別に炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーを開示しなければならない。
 - 1.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。
 - 1.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
 - 1.2 未実行のローン・コミットメントについては、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額と定義する。
 - 1.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額（gross）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額（net）のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
 - 1.4 炭素関連産業は、相対的に多くの直接的又は間接的な GHG 排出の責任を負う産業である。
 - 1.4.1 炭素関連産業には以下を含むが、これらに限定されない。
 - ： 石油、ガス及び消耗燃料産業
 - ： 化学、建築用材料、金属及び鉱業並びに紙及び森林製品産業
 - ： 航空貨物及びロジスティクス、航空会社、海上輸送、並びに道路及び鉄道輸送産業
 - ： 自動車産業

- ： 住宅建築業産業
- ： 飲料及び食品産業
- ： 電力事業者、ガス事業者及び複数事業者（Multi Utilities）産業
- ： 不動産管理及び開発産業

1.4.2 企業は、世界産業分類基準（GICS）の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。

1.4.2.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。

1.4.3 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。

2 企業はすべての産業へのグロス・エクスポージャーを開示しなければならない。

3 企業は、それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合を開示しなければならない。

3.1 企業は、それぞれの炭素関連産業へのグロス・エクスポージャーについて、すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算しなければならない。

4 開示の範囲には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及びデリバティブを含むが、これらに限定されない。

4.1 炭素関連産業への未実行のローン・コミットメントは、区別して開示しなければならない。

4.1.1 企業は、未実行のローン・コミットメントについては、炭素関連産業への未実行のローン・コミットメントの全額について、すべての産業への未実行のローン・コミットメントの全額で除して、その割合を区別して計算しなければならない。

4.2 企業は、追加で、その他の資産クラスについてグロス・エクスポージャーを計算し開示する場合がある。

4.2.1 そのような場合には、企業は、なぜそれらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告の利用者に、より関連する情報を提供するかについての説明を含めなければならない。

FN-IN-2. ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合

1 企業は、ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合を開示しなければならない。

1.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。

1.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。

- 1.2 未実行のローン・コミットメントについては、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額と定義する。
- 1.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
- 2 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められたグロス・エクスポージャーについて、すべての産業及び資産クラスへのグロス・エクスポージャー合計で除して、その割合を計算しなければならない。
 - 2.1 100%未満の場合、企業は、資産タイプを含め、除外したことに関する説明を提供する。
- 3 開示の範囲には、融資、債券、株式投資及びデリバティブを含むが、これらに限定されない。
- 4 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められた未実行のローン・コミットメントの割合は、区別して開示しなければならない。
 - 4.1 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の計算に含められた未実行のローン・コミットメントの全額について、すべての産業及び資産クラスへの未実行のローン・コミットメントの全額で除して、その割合を計算しなければならない。

FN-IN-3.各産業について、資産クラス別の: (1)総量 (absolute gross) の (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出並びに (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))

- 1 企業は、各産業について、資産クラス別のスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出に分解して、絶対総量 (absolute gross) のファイナンスに係る排出 (financed emissions) を開示しなければならない。
 - 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリ-15 (投資) に分類される。
 - 1.2 絶対総排出量 (absolute gross emissions) は、CO₂ 換算メートルトン単位 (すなわち、mt CO₂-e) で表される、スコープ 1 排出、スコープ 2 排出又はスコープ 3 排出の総量 (total quantity) と定義する。
 - 1.3 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。
 - 1.4 スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル: 企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。
- 2 企業は、各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーを開示しなければならない。

- 2.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額と定義し、さらに融資については、企業の財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表される。
- 2.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
- 2.2 未実行のローン・コミットメントは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額を用い、区分して開示しなければならない。
- 2.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
- 3 開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含めなければならない。
- 3.1 企業は、世界産業分類基準 (GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。
- 3.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。
- 3.2 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。
- 4 資産クラスには、融資、債券、株式投資及びデリバティブ並びに未実行のローン・コミットメントを含むが、これらに限定されない。
- 4.1 企業は、追加で、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算し開示する場合もある。
- 4.1.1 そのような場合には、企業は、それらの追加の資産クラスを含めることが、なぜ一般目的財務報告の利用者に、より関連する情報を提供するかについての説明を含めなければならない。

FN-IN-4.各産業について、資産クラス別の:(1) (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出の総排出原単位 (gross emissions intensity) 並びに (2) グロス・エクスポージャー (すなわち、ファイナンスに係る排出 (financed emissions))

- 1 企業は、各産業について、資産クラス別のスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出に分解して、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) の総排出原単位 (gross emissions intensity) を開示しなければならない。
- 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、企業が行う融資及び投資に起因する投資先又は相手方の総排出量 (gross emissions) に係る部分を指し、GHG プロトコル コーポレート・バリューチェーン (スコープ 3) 基準に基づき、スコープ 3 のカテゴリー15 (投資) に分類される。
- 1.2 排出原単位は、経済又は物理的活動単位ごとのスコープ 1 排出、スコープ 2 排出及びスコープ 3 排出と定義する (例えば、総投資資産百万米ドル当たりの CO₂ 換算メートルトン、又はメガワット時当たりの CO₂ 換算メートルトン)。

- 1.3 総排出量 (gross emissions) は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。
- 1.4 スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004年3月改訂版」において定義されており、ここに記載されている手法に従って計算しなければならない。
- 2 企業は、各産業について、資産クラス別のグロス・エクスポージャーを開示しなければならない。
- 2.1 資金提供された金額については、グロス・エクスポージャーは、企業の財務諸表が IFRS 会計基準又はその他の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠して作成されたかにかかわらず、その表示通貨で表された、資金提供された帳簿価額と定義する。
- 2.1.1 帳簿価額とは、該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額を指す。
- 2.2 未実行のローン・コミットメントは、企業の財務諸表の表示通貨で表されたコミットメントの全額を用い、区分して開示しなければならない。
- 2.3 デリバティブについては、グロス・エクスポージャーは、総額 (gross) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合は交換される契約金額、又は純額 (net) のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブの場合はデリバティブの純額、とそれぞれ定義し、企業の財務諸表の表示通貨で表される。
- 3 開示の範囲には、炭素関連産業のみでなくすべての産業を含めなければならない。
- 3.1 企業は、世界産業分類基準 (GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に用いなければならない。
- 3.1.1 企業は、報告日において入手可能な最新版の分類システムを用いなければならない。
- 3.2 企業は、GICS と異なる分類基準を用いる場合は、用いた分類基準を開示しなければならない。
- 4 資産クラスには、融資、債券、株式投資及びデリバティブ並びに未実行のローン・コミットメントを含むが、これらに限定されない。
- 4.1 企業は、追加で、その他の資産クラスについてファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算し開示する場合がある。
- 4.1.1 そのような場合には、企業は、なぜそれらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告の利用者に、より関連する情報を提供するかについての説明を含めなければならない。

FN-IN-5. ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法の記述

- 1 企業は、ファイナンスに係る排出 (financed emissions) を計算するために用いた方法を記述しなければならない。
- 1.1 ファイナンスに係る排出 (financed emissions) は、企業が行う投資に起因する投資先の総排出量 (gross emissions) の部分を指し、GHG プロトコル コー

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

ポレート・バリューチェーン（スコープ3）基準に基づき、スコープ3のカテゴリ15（投資）に分類される。

1.1.1 総排出量（gross emissions）は、排出を削減又は補償するオフセット及びクレジットを考慮する前の、大気中に排出される GHG である。

1.2 記述には、グロス・エクスポージャーの規模に関連して企業の排出のシェアを帰属するために用いた方法を含めなければならない。

1.3 記述には、情報源を含め基礎となる排出量のデータ収集のアプローチを含めなければならない。

1.4 企業は、可能な場合、第三者によって情報源が検証されているか否かを開示しなければならない。

1.5 企業は、可能な場合、見積り、プロキシ及び仮定の利用について記述しなければならない。

1.6 企業が、投資先又は相手方の GHG 排出を含めることができない場合、含めなかった理由を述べなければならない（例えば、忠実な測定を設定できない等）。